

宿泊約款 現行	宿泊約款 20240319 改正案	備考
第1条～第6条 略	変更なし	
<p data-bbox="94 240 1010 343">第7条（当ホテルの契約解除権） 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。</p> <p data-bbox="94 343 1010 782"> (1) お客様が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律および暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団もしくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員またはその関係者であるとき。 (2) お客様が、当ホテル内で、暴行、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、法令で許可されていない薬物、銃砲、刀剣類およびこれらの類似品の所持もしくは使用、他の利用客に迷惑を及ぼす行為、その他法令もしくは公序良俗に反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがあるとき。 (3) お客様が特定感染症の患者等であるとき。 (4) 宿泊に関し、<u>その実施に伴う負担が過重であって他のお客様に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害する恐れのある要求として、厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき。</u> </p> <p data-bbox="504 1077 582 1109">(変更)</p>	<p data-bbox="1010 240 1928 343">第7条（当ホテルの契約解除権） 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。</p> <p data-bbox="1010 343 1928 710"> (1) お客様が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律および暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団もしくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員またはその関係者であるとき。 (2) お客様が、当ホテル内で、暴行、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、法令で許可されていない薬物、銃砲、刀剣類およびこれらの類似品の所持もしくは使用、他の利用客に迷惑を及ぼす行為、その他法令もしくは公序良俗に反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがあるとき。 (3) お客様が特定感染症の患者等であるとき。 (4) 宿泊に関し、<u>以下に定める行為を行ったとき。</u> </p> <p data-bbox="1010 710 1928 1396"> ①<u>事前に予約された人数を超える宿泊者により客室を利用し、又は利用を要求する行為</u> ②<u>社会通念上受忍限度の範囲内と認められる事実、又は真偽が明らかでない事実を理由とする宿泊料の免除若しくは減額の要求行為、又は客室変更の要求行為</u> ③<u>粗野又は乱暴な言動その他当ホテル従業員の心身に不安又は恐怖を感じさせる言動を繰り返す行為</u> ④<u>当ホテルにおいて通常提供するサービス内容を超える接遇を要求する行為</u> ⑤<u>客室及び当ホテル内の施設の適切な使用方法について、当ホテル従業員による繰り返しの要請にもかかわらず、当該要請に応じない態度を表示する行為</u> ⑥<u>客室及び当ホテル内の施設、家具、寝具、備品、装飾品を故意又は重過失により破損若しくは汚損し、又は不正に窃取する行為</u> ⑦<u>法律上の義務の範囲を超えた過剰な要求行為（当ホテルの過失を原因とするものを含む）</u> ⑧<u>前記のほか、その実施に伴う負担が過重であって他のお客様に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害する恐れのある要求として、厚生労働省令で定めるものを繰り返す行為</u> </p>	

<p>(5) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。</p> <p>(6) 客室での寝タバコ、消防用設備等に対するいたずら等、火災予防・防火に支障を及ぼす行為をしたとき。</p> <p>(7) 宿泊する権利を譲渡し、または譲渡しようとしたとき。</p> <p>(8) 宿泊契約の締結が旅行代理店を通じてなされている場合において、当該旅行代理店からの宿泊代金の支払いが確認されていないとき。 なお、宿泊代金の支払いが確認されていない場合とは、支払いが金融機関の窓口営業時間終了の間際に振込の方法によって、もしくは金融機関の営業時間の如何にかかわらずインターネットを介した銀行取引の方法等によってなされたものの、翌日が金融機関の休業日となっているため、当日に振込の事実が確認されない場合を含みます。</p> <p>(9) この約款または当ホテルの利用規則に違反したとき。</p> <p>(10) その他、各種法令または都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。</p> <p>2 前項に基づく解除の通知は、口頭または第2条に基づき申出のあったお客様の連絡先への電話、電子メールまたは書面により行うものとし、当該通知が、第2条に基づき申出のあった連絡先に通知をしても到達しない場合には、第3条第3項の規定を適用するほか、通常到達すべき期間を経過した時点をもって到達したものとみなして取扱うことができるものとします。</p> <p>3 当ホテルが前2項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、第1項(3)および(5)の場合を除き、宿泊料金の返還はいたしかねます。</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p>	<p>(5) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。</p> <p>(6) 客室での寝タバコ、消防用設備等に対するいたずら等、火災予防・防火に支障を及ぼす行為をしたとき。</p> <p>(7) 宿泊する権利を譲渡し、または譲渡しようとしたとき。</p> <p>(8) 宿泊契約の締結が旅行代理店を通じてなされている場合において、当該旅行代理店からの宿泊代金の支払いが確認されていないとき。 なお、宿泊代金の支払いが確認されていない場合とは、支払いが金融機関の窓口営業時間終了の間際に振込の方法によって、もしくは金融機関の営業時間の如何にかかわらずインターネットを介した銀行取引の方法等によってなされたものの、翌日が金融機関の休業日となっているため、当日に振込の事実が確認されない場合を含みます。</p> <p>(9) この約款または当ホテルの利用規則に違反したとき。</p> <p>(10) その他、各種法令または都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。</p> <p>2 前項に基づく解除の通知は、口頭または第2条に基づき申出のあったお客様の連絡先への電話、電子メールまたは書面により行うものとし、当該通知が、第2条に基づき申出のあった連絡先に通知をしても到達しない場合には、第3条第3項の規定を適用するほか、通常到達すべき期間を経過した時点をもって到達したものとみなして取扱うことができるものとします。</p> <p>3 当ホテルが前2項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、第1項(3)および(5)の場合を除き、宿泊料金の返還はいたしかねます。</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">4 宿泊者が第1項(4)⑥に該当し、当ホテルに損害が生じたときは、宿泊者は損害賠償金(修理代相当額及び営業が出来なくなった場合における営業補償金)を当ホテルに支払うものとします。</p>	
<p>第8条～第20条 略</p> <p>改正日 2024年4月19日</p>	<p>変更なし</p>	